【土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定】

平成29年10月　都市整備部土木課

【事業概要】

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害防止対策基本指針の作成（国土交通省）
- 土砂災害防止対策の基本的事項
- 基礎調査の実施指針
- 土砂災害警戒区域等の指定指針　等

↓

基礎調査の実施（県）
- 区域指定および土砂災害防止対策に必要な調査を実施
- 土砂災害警戒区域の指定（土砂災害のおそれがある区域）

↓

情報伝達、警戒避難体制等の整備（市）
- 地元周知、地域防災計画掲載、ハザードマップ作成、避難訓練等

【実施内容】

- H13年度に実施した土砂災害危険個所を基に再調査を実施する。（市内全域247箇所）
- 事業期間（予定）・・・H27年度～H31年度（5箇年）　基礎調査実施
- 全体事業費・・・約67百万円（三重県負担、市負担無し）

【スケジュール】

○多度地区①（古野・美鹿・多度・柚井・小山）は平成28年度区域指定済み。

○多度地区②（力尾・御衣野・小山・戸津・下野代・北猪飼・猪飼）は平成29年度区域指定予定。
- 平成28年度に実施した基礎調査結果を基に土砂災害警戒区域の指定を行う。（急傾斜地18箇所、土石流8箇所）
- 県公示（区域指定）・・・平成30年2月（予定）
- 地元説明会開催・・・11月16日（木）午後7時より（場所：多度町総合支所）
- 区域法指定後、市にて警戒避難体制の整備を行う（地元周知、防災計画掲載、ハザードマップ、避難訓練等）

【平成29年度以降計画】

○桑名地区①・・・上野、西方、北別所、高塚、東方、播磨、蛎塚新田、上深谷部、下深谷部
○桑名地区②・・・蓮花寺、額田、増田、希望ヶ丘、西別所、有吉台、野田、赤尾、島田、志知、嘉例川、森忠、五反田、芳ケ崎
○桑名地区③・・・桑部、能部、西金井

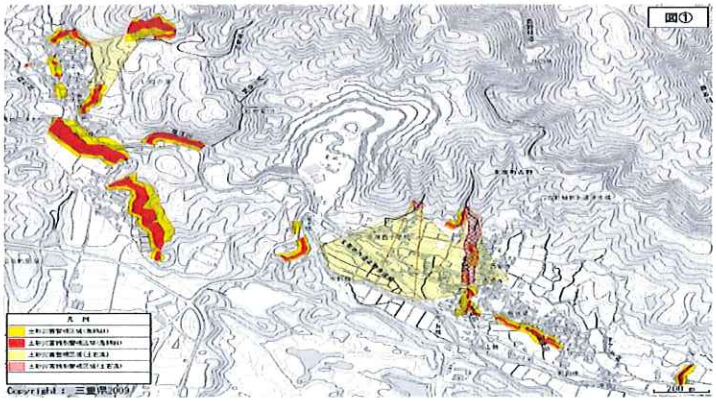

←土砂災害警戒区域図イメージ
（黄色：土砂災害警戒区域、赤色：土砂災害特別警戒区域）

多度地区①②につきましては、三重県HPよりご覧になれます。
http://www.pref.mie.lg.jp/BSSABO/HP